

千葉県特定外来生物(アライグマ)防除実施計画策定方針

《計画策定の背景》

アライグマは、1990年代から千葉県内の野外での目撃や捕獲がなされるようになり、その後も定着が確認され、生息分布域が拡大し、2006年度生息状況調査の結果、推定生息頭数は約1,000頭～7,000頭と試算された。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく有害獣捕獲も、2003年度から年々増加しており、また農作物被害も2004年度から出始め、2006年度の農作物被害額は、3年間で約6倍となった。

家屋侵入による糞尿被害や、飼い犬が襲われる等の生活被害も出ており、また、生態系への影響も懸念される。

2005年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、アライグマは同法第2条第1項による特定外来生物に指定された。

このような状況を受け、県では、学識経験者、獣医師・自然保護・農業者等関係団体、地元市町村等各分野の代表からなる「千葉県特定外来生物(アライグマ)対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置し、今後の方針について意見を求めた。その結果、アライグマを早急に防除する必要があること、また、科学的知見や地域の情報に基づいた防除実施計画策定の必要があること等の提案を受けた。

これにより、県では、法に基づくアライグマ防除実施計画を策定し、効果的な防除を図ることとした。

《策定方針》

法第18条第1項及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)第23条第2項に規定する計画に関しては、法、規則、及びこの方針の定めるところによる。

1 計画策定の目的

アライグマについては、科学的知見を踏まえ幅広い関係者の合意形成を図りつつ、法に基づく防除実施計画を策定し、効果的な防除を実施することにより生態系や農林水産物に係る被害を最小限にとどめることを当面の目標とし、最終的には野外からの完全排除をめざすことを目的とする。

2 計画期間

計画期間は、環境大臣及び農林水産大臣による防除実施計画確認後から平成23年3月31日までを目標とする。ただし、計画の前提となるアライグマの生息状況等に大きな変

動が生じたり、新たな科学的知見を得た場合等には、必要に応じ計画期間を見直すものとする。

3 対象地域

計画の対象地域は、千葉県全域とする。

4 計画の内容

- (1) 計画策定の背景と目的
- (2) 特定外来生物の種類
- (3) 防除を行う区域
- (4) 防除を行う期間
- (5) 現況
- (6) 防除の目標
- (7) 防除の方法
- (8) 合意形成等
- (9) 普及啓発
- (10) その他防除のために必要な事項

5 計画策定等の手順

(1) 合意形成

県は、科学的知見や地域の情報に基づき、合意形成を図りながら防除を推進するため、検討会での検討、後述の作業部会からの提案、パブリックコメント等を勘案して計画を策定する。また、併せて防除の実施方法等についての検討を行うとともに防除結果の検証を行う。

なお、検討会および作業部会の設置及び運営に関しては別途定めているところであるが、作業部会で、計画の策定、修正等を行い、検討会は、作業部会の提案を受けて計画を検討するものとする。

(2) 関係地方公共団体等との協議等

計画の円滑な実行を図るため、計画対象区域に係る市町村及び関係機関と協議し、協力を得る。

(3) 情報公開及び計画の公表等

計画策定の段階からパブリックコメントなどにより、県民各層から幅広い意見を聞くこととする。

(4) 環境大臣及び農林水産大臣への計画の確認申請

(5) 環境大臣及び農林水産大臣による計画の確認

(6) 計画に基づく防除の実施

(7) 防除実施計画の検証

6 附則

この方針は、平成19年12月20日から施行する。